

北海道新幹線札幌トンネル工事に伴う要対策土の受け入れ候補地に関する陳情

令和元年9月5日 受理  
令和元年9月17日 付託  
総合交通政策調査特別委員会

提出者

札幌市手稲区富丘3条6丁目2-2-205  
有害掘削土から手稲の水と安全・健康を  
守る会  
代表者 共同代表 堀井 克幸

(要 旨)

手稲区金山の採石場跡地を、北海道新幹線札幌トンネル工事に伴う重金属含有の有害掘削土（以下、要対策土）の受け入れ候補地から除外してください。

(理 由)

- 1、 採石場跡地は水道水源区域であり、すぐ下流に宮町浄水場があります。
- 2、 採石場跡地は土砂災害警戒区域に指定されている箇所があります。
- 3、 採石場跡地の近くには小・中学校、病院、老人ホームがあります。
- 4、 過去に旧手稲鉱山では抗廃水の異常出水事故が発生し、住宅の床下浸水、道路・鉄道の通行止め、新川の魚介類が死滅する等、大きな被害が発生しています。
- 5、 採石場跡地を要対策土の受け入れ候補地とすることは、平成7年12月13日施行の札幌市環境基本条例に違反しています。
- 6、 採石場跡地の立地は、平成22年4月1日施行の、札幌市汚染土壌処理施設の立地に関する配慮基準に適合していません。

以上の理由により、採石場跡地に要対策土を受け入れると、要対策土に含まれる鉛やヒ素により水道水の安全と住民の健康が脅かされます。また、要対策土を巻き込んだ土石流が発生し、大きな被害を生じる恐れがあります。さらに、要対策土を運搬するダンプが道幅の狭い通学路をひんぱんに通行すると、交通事故が増加する懸念や飛散した粉塵による健康被害が心配されます。札幌市には、市民の健康を保護し、生活環境が保全されるよう、自然的構成要素を良好な状態に保持する責務があります。

したがって、採石場跡地を要対策土の受け入れ候補地から除外して下さるよう、要旨記載の通り陳情いたします。